

松山家庭裁判所委員会議事概要（第42回）

1 日時

令和6年6月28日（金）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

馬越吉章、大牧元、奥田春、武智俊和、日野真哉、福田修久、松本浩平、宮本美枝、村瀬洋朗（五十音順、敬称略）

（2）事務担当者

中儀香織（首席家庭裁判所調査官）、中矢公司（首席書記官）、水野太平（事務局長）、渡邊正彦（総務課長）、宇都宮晶子（主任家庭裁判所調査官）、清水誠（主任書記官）

4 議事（■委員長、◇委員（学識経験者）、○委員（法曹関係者）、●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）前回委員会（第41回）以降のウェブ調停の実施状況について報告

裁判所の事務担当者から前回以降のウェブ調停実施状況を報告した。

（3）テーマ「家裁における法教育の取組について」に関する協議

ア 裁判所の事務担当者からテーマに関して説明した。

イ 質疑応答及び意見交換

■ 事務担当者からの説明内容について、何か質問はございますか。

○ まず、前回委員会以後のウェブ調停の実施状況についてフィードバックしていただきありがとうございました。その後の状況がよく分かりました。今回の説明内容についての質問ですが、1つ目は、高校生の見学は、高校側から見学の希望があって行ったものか、それとも裁判所から高校に広報をして実施したものか教えていただきたい。もう1点は、模擬家事調停体験会や模擬少年審判

体験会の報告がありました。これらは、裁判所のウェブサイトに掲載されているか教えていただきたい。

● 1点目は、高校からの依頼に基づき実施いたしました。2点目は、本日の説明資料に掲載しております結果概要と同じものを裁判所のウェブサイトに掲載しております。

■ 委員の方々は、裁判所がこのような見学を実施していたことを御存じでしたでしょうか。

◇ 学校では、学生と相談しながら希望があれば裁判の傍聴をしたり、刑務所や家庭裁判所に話を聞きに行ったりしていますが、多くの先生や生徒は、裁判所がこのような見学を実施していることを知らないのではないかと思います。

◇ 私自身、学生時代に刑務所の見学には行ったことがありましたが、家庭裁判所で見学ができることは知りませんでした。先ほどの説明で法教育に携わっている機関として文部科学省が挙がっていましたが、私自身、過去に県の教育委員会事務局に勤めたことがあり、成人年齢が18歳になる際に選挙管理委員会と連携して主権者教育に取り組んだ経験があります。法教育を充実させるということであれば、教育委員会と連携して小中高と早い段階から法教育に取り組むことも一つの方法かと思います。また、主権者教育と併せて行う方法もあろうかと思いますが、現状、教育委員会との関わりはどの程度でしょうか。

● 現状は、弁護士会や検察庁との連携はあるものの、教育委員会と連携した取組は行っておりません。

◇ 教育委員会の窓口は広く、ハードルは高くないと思いますので、小中高と法教育を充実させるには、教育委員会に協力を求めることも一つの方法だと思います。

■ 家庭裁判所で学校とのつながりは少年事件であります。法教育という観点からは、まだないというのが実情です。

○ 夏休みの小学生対象の見学を実施したとのことですが、募集はどのようにし

て行ったか教えていただきたい。

- 裁判所のウェブサイトに掲載するほか、報道機関に掲載等を依頼するなどして募集しました。このほか大学生を対象にした見学等の場合は、これまで見学等で来ていただいた大学の先生や大学生協に周知を依頼することもしています。

- ◇ 義務教育課程では、何々教育というものが非常に多く、防災教育など命に係わるものを優先的に行わなければならないため、どうしても法教育の優先順位は低くなってしまいます。また、小学生に教える場合には、法律ということ伝えてもなかなか理解できないため、約束を守りましょうというレベルからになりますので、義務教育の範疇では、中学3年生で公民を学ぶ際に法教育に触れることとなります。ただ、深く踏み込んで触れられていないのが現状です。

裁判所の見学の周知方法については、高校生であれば別ですが、小学生や中学生は、自ら情報を取りに行くことは難しいため、ウェブサイトに掲載しているということだけでは、よほど興味がない限り知ってもらえないのではないかと思います。

- ◇ 私自身、最近、子供が家の中で両親がけんかしていることに悩んで外に助けを求めたり、警察に通報したりすることもあると聞いています。子供の意見表明権にもつながっている話だと思いますが、ヤングケアラーや児童虐待を受けている子供たちは、自分たちが法によって守られているということを知っておくことは大事だと思います。

実際に起きている家庭や学校の中のことと、家庭裁判所に見学に来てくださということとの乖離が私の中で大きすぎるため、どういうふうにつなげていくのが大事なのかということが一つあります。

後見制度の関係では、発達障害の診断を受ける子供が増えてきていて、親御さんによっては、将来的に自分らがいなくなった後、生活していけるのか心配されています。法律的又は福祉的な制度があるということを知っていれば安心

して見通しが立てられると思いますので、最初の方で説明のありました、一般の人が法律や司法の制度を知っておくために、どういう形で広げて行ったらいいのかと感じました。

(休憩)

- 各委員の所属先において、若年層向け広報で工夫されていることを紹介していただきたい。
- 松山地検も概ね松山家裁と同様の広報活動を行っております。地検では、主に刑事事件を担当していることから、裁判員裁判を中心に刑事司法手続の概要について理解や関心をもってもらうよう、一般の方を対象とした説明会などを行っています。特に学生に対しては、社会総合学習の一環として移動教室、出前教室又は職場体験学習を行っています。その中でも出前教室では、検察庁や検察官の説明を行うほか、法教育の教材を使って模擬裁判などを行っています。参考までに、インターネットで「法務省 法教育」と検索すると法務省の法教育を担当している部署にアクセスすることができ、そこに法教育の教材が掲載されていますし、松山地検のウェブサイトにも同じものを掲載しております。そのほか、法教育で活用できるDVDの貸出しや、教員研修などを行っています。
- 私は、愛媛弁護士会の法教育委員会に所属しており、従前からの取組として、毎年、高校生模擬裁判を行っております。今年度は、松山での開催ですので、松山地裁や松山地検に協力をお願いして準備をしています。また、お仕事フェスタというイベントに毎年参加しており、弁護士がどのような仕事をしているかといったことを案内する取組も行っていきます。そのほか、積極的に法教育に取り組むため出前授業をもう少し数をこなせるよう教材づくりをしたり、大学の先生と共同して実践校の選定を行ったりもしています。ある程度仕組みができれば、こちら側の態勢を整えながら数を増やしてニーズに応えられるようにしたいと思っています。規模の大きい他の単位会では、夏休みにジュニアロー

スクールという名称で裁判所の協力を得ながら模擬裁判を行ったり、職場を案内したり、昼食会で意見交換をする取組を行っているようです。

■ 参考までに今年の高校生模擬裁判は、8月3日土曜日に行われます。

◇ 大学生に県内の素晴らしい企業の状況や魅力を知ってもらおうと、会員の経営者が講師となって年10回くらいの連続講座を行っています。

◇ 昨今の若者のテレビ離れを防ぐ取組として、最近では、2年前の高校総体から、頑張っている高校生を応援する企画を夕方のニュースで放送しています。また、各種SNSを活用し、若者を含めた視聴者との接点を増やす取組を行っています。最近では、リアルタイムでテレビを見る人が減っている状況から、まずインターネットで記事を出すことによって入り口を広げ、その後につなげるようにしています。実際、裁判のニュースは、ローカルニュースで放送していますが、それとは別に裁判傍聴記という、放送では使わない尺の読み物記事をインターネットで配信しています。若者向け広報の取組としては、以上のとおりですが、事件事故などの善悪をニュースで伝えること自体が、法教育の一端を担っている面もあろうかと思えます。

◇ 若年層向けの広報のメインは、オープンキャンパスになります。学部や入試の説明のほか、学部によっては模擬授業を行って雰囲気を感じ取ってもらうことを行っています。それから、研究室や資料室訪問ということで説明用の小部屋を用意してゼミの研究内容を教員が説明したり、パネルを使って紹介することも行っています。あと単発的ではありますが、高校からの依頼を受けて出張講義を行っております。学校の紹介を兼ねて講義を行っていますが、法学系の教員が行った際には、法教育的な話ができるかと思えます。方法的には、松山家庭裁判所の取組と同じであり、来てもらって体験してもらう柱と出向いて広報活動を行う柱の2本立てになろうかと思えます。あと、法教育ということではありませんが、高大接続といって高校生に大学に来てもらい、長い場合であれば半期の間10回程度、教員と研究したり、1日だけ授業を受けてもらうこ

とを行っています。この場合も法学系の教員から法教育的なことができるかもしれない。

■ 興味のある人は、深く掘り下げて勉強ができそうだという感想を持ちました。

◇ 当会は200人ほどメンバーがおり、そのなかで司法福祉分野の会員が学校に出向いて講義等を行っています。私個人としては、学生相談を担当して、パワハラ防止の講義や研修を行っています。

法教育とは関係ありませんが、毎日会っている子供たちがテレビ離れとか、一つの価値観でないところで生活していて、象徴的な話として、昔でしたら一つのテレビを見ながら家族でご飯を食べるイメージがありますが、今は、各自の前にスマホを置いて各自のスマホを見ながらご飯を食べているということが当たり前のように聞かれるようになり、同じ価値観が育たないというのはこういうところから始まっているのかなと思いました。子供たちにドラマとかアニメを見るかと聞いてみても、「アニメは〇（ストリーミング配信サービス）で見ます」、「ドラマ、何それ」という感じで、今こんなのがはやっているよと言っても、スマホ以外見ないと言って、なかなか情報を共有できない、ネットの向こう側にいる子供たちをどうリアルにつなぎとめておくか最近の悩みです。何が正しくて正しくないか共有できない世界にいる子供たちも増えてきている印象です。

■ 家庭裁判所としては、最初にあった両親のけんかの件を含め、そういう状況で何とかしたいという思いに共感を覚えるところではあり、両親が離婚したらこうなる、虐待を受けたらこうなるということは家庭裁判所の出番かと思えます。ただ、一般的に家庭裁判所が学校に出向いて行って、両親が離婚したらこうなるといった話は、人の不幸を題材にしているようで躊躇してしまいます。何かいい方法はないでしょうか。

◇ 出前授業をしていただければいいと思います。小さい子であっても、自分のことを守ってもらえる手立てや大人がいるということを知ってもらうことが

大事だと思えます。

○ 家裁に見学に来られた高校生から質問を受けたことがあります。少年法改正について詳しく調べ、家事事件手続についても興味を持って質問をされました。家裁が関わることのできる法教育については、マンパワーの問題もあり全て依頼に対応できるとは限りませんが、今後も、機会があれば、微力ながら法教育に携わっていきたいと考えております。また、司法という立場で裁判所ができることの制約もありますので、子供の関係では、福祉行政と連携していく必要があるかと思えます。

■ 裁判所としては、裁判所に持ち込まれたものを解決していくというのがあるのですが、持ち込まれる前に周知していれば紛争も減ることがある反面、遺産相続など誰しも避けて通れないものであれば言いやすいものの、離婚については言いにくい面があり積極的に周知していませんでした。本日のお話を聞いてヒントを頂いたので、あるべき家庭裁判所としての法教育について考えていきたいと思えます。

(4) 次回テーマについて

「少年審判手続における教育的措置について」

(5) 次回期日について

令和7年2月21日(金) 午後1時30分